

岸和田市地域生活支援拠点等整備事業について

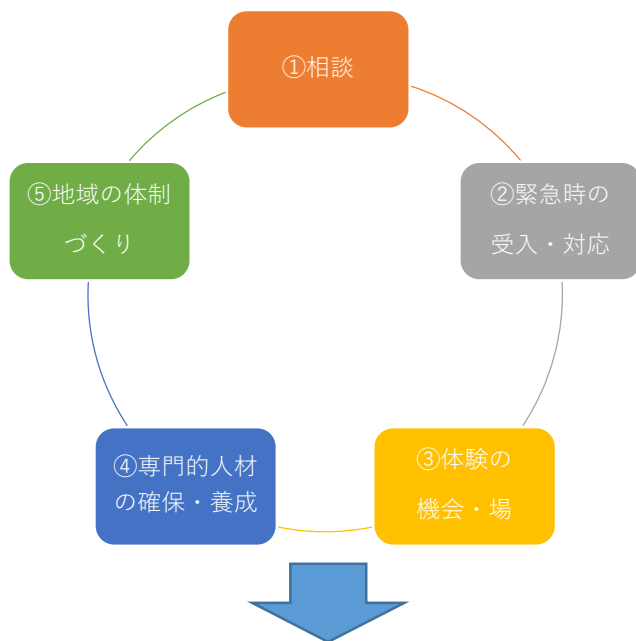
(緊急時の受入れ・対応)

地域生活支援拠点等整備事業とは？

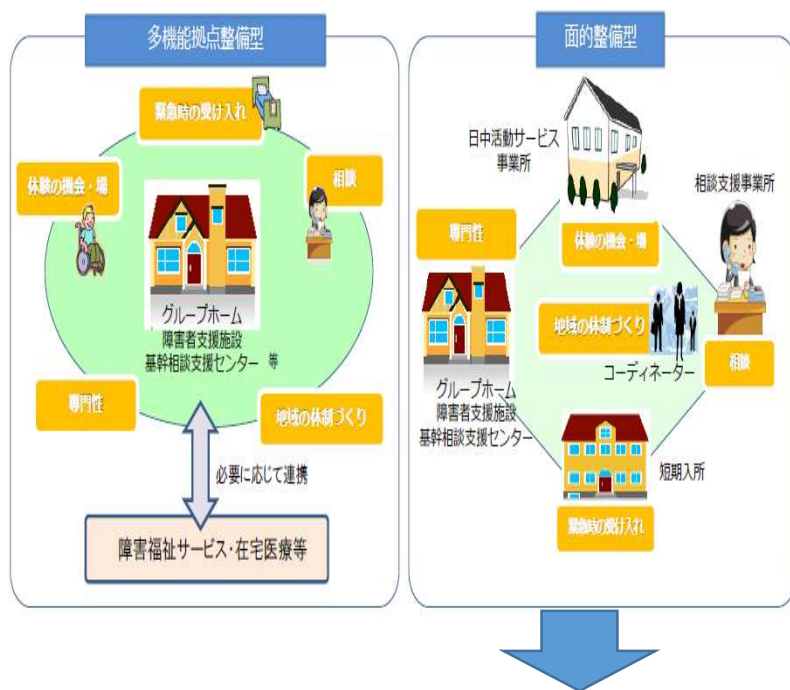
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（①相談支援 ②緊急時支援 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材育成の確保・養成 ⑤地域支援の体制づくり）を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

岸和田市では、今ある社会資源を利用し、障害のある方の生活を地域で支える体制（面的整備型）として、令和3年4月1日より事業を開始しています。

地域生活拠点等の5つの機能



整備の手法



本市では、**②緊急時の受入れ・対応**について、
今ある資源を利用した**面的整備型**で体制整備に取り組むことにしています。

緊急時とは・・・

本事業における緊急時とは、
夜間・休日に介護者が急病・入院・死亡
等で不在もしくは、それに近い状態とな
り、障害者のケアができない、日常生活
が危ぶまれる、在宅での生活が
できなくなる状況を言います。

山直ホーム、光が丘学園、フレンドリーの
3箇所に登録ができます。



対象者は、短期入所の支給決定を受けている方
となります。

●利用の流れ（相談員のみなさまにお願いしたいこと）

相談員が対象になりそうな利用者をピックアップ
相談員1人あたり2～3名までが目安

対象になりそうな利用者へ声かけ・登録の促し
短期入所未決定の場合、まずは短期入所の申請を促してください

利用者が登録を希望すれば、登録シート・同意書を作成
移動手段の聞き取りを含め、すべての項目を協議のうえ記載してください

登録状況の確認及び審査（年4回程度）
※お急ぎの場合は市へご相談ください

対象者へ登録完了の通知・相談員へ連絡
登録完了者のみに連絡先をお伝えします

緊急利用となった場合、施設より相談員へ連絡が入る

サービス等の再調整

新たな生活へ

登録しておくことで
相談員が焦って対応
することを回避でき、
対象者にとっても、緊急時
の相談先、受け入れ先が
確保できることで
安心につながると
考えられます

この生活はあくまで
一時的なものです。
アセスメントを実施し、次の
行き先や自宅での生活の
コーディネートを
お願いします

●日々の支援で大切なこと

常に緊急時のことを想定しサービスのコーディネートを行い、必要に応じて随時見直しを。
そのためにも日頃から、本人や家族と十分に話し合っておくことがとても大切です。

●その他

*すでに登録されている方のシートは年1回（毎年4月）更新し、市へ提出が必要です。なお、シート内容（緊急連絡先、緊急相談内容、移動手段等）に変更が生じた際は必ず再提出してください。

— 問い合わせ先 —

岸和田市役所 障害者支援課 相談担当（岸和田市障害者基幹相談支援センター）

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL：072-447-6078 FAX：072-431-0580